

仮置場(1)

第1ステップ:仮置場の選定

○以下の点等を考慮して、仮置場を選定する。

(1)公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾(水域*を含む。)等の公有地(市有地、県有地、国有地等) * 船舶の係留等

(2)未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)

(3)二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さいところ

(4)仮設住宅など他の土地利用のニーズ

○国有地の活用について、関係省庁は被災地自治体の意向等を踏まえつつ、必要な調整を行う。

仮置場(2)

第2ステップ:仮置場の維持管理

○火災の防止のために必要な、防火水槽、消火器の設置等を行う。

○廃棄物の飛散や流出等の防止のため必要な、散水、ネットや囲いの設置等を行う。

○悪臭及び害虫発生防止のため必要な、消毒剤や脱臭剤の散布、シートの被覆等を行う。

○油や有害物質等の流出や地下浸透の防止のために必要な、防水シートの活用等による対策を行う。

仮置場(3)

第3ステップ: 仮置場の運用

- 仮置場であることや出入口を明示する。
- 仮置場管理者を配置し、適切な運用を行う。
- 処理方法に応じた分別を行う(可燃物、不燃物、資源物(鉄、アルミ等)危険物(ガスボンベ、消火器、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物等)、家電リサイクル対象物など)。
- 便乗による廃棄物の混入防止を図る。
- 持ち込まれる廃棄物の収集箇所、搬入量、搬入者を記録する。

仮置場(4)

なお資源の有効活用のため、次のような設備を設置していることが望ましい。

- 木質系廃棄物をチップ化するための破砕機
- コンクリートがらを建設資材化するための破砕機

運搬(1)

第1ステップ:作業の事前調整

○作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、運搬の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。

第2ステップ:搬入先指示伝票の発行

○仮置場管理者は、廃棄物の量や種類、搬入先、車両ナンバーを記した搬入先指示伝票を発行する。

○仮置場管理者は、搬入先に応じた運搬経路を示す文書を運搬者に渡す。

運搬(2)

第3ステップ:計量伝票の入手

○運搬者は搬入先で廃棄物の重量や種類を記した計量伝票を入手する。

第4ステップ:伝票の送付

○運搬者は搬入先指示伝票に計量伝票を添付し、自治体等発注元に送付する。

中間処理(1)

第1ステップ:処理計画期間の設定

(参考:阪神・淡路大震災での実績は3年)

第2ステップ:処理可能性の検討

○仮置場に一時保管している廃棄物のうち、市町村内の中間処理施設での処理可能量を把握する(可燃物、不燃物、資源化物等の別で把握)

○処理計画期間に照らし、市町村内の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

中間処理(2)

○市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている場合には、市町村外の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

○災害時の応援協定等を締結している自治体や、環境省ホームページで公表されている被災地以外の自治体、市町村外の処理業者の受入可能量を踏まえ、当該自治体等への申し入れを行う。

○県は市町村の意向等を踏まえつつ、県内市町村間の調整を図る。

○環境省は、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

最終処分(1)

第1ステップ:最終処分量の把握

○焼却・再生利用等による減量を考慮し、最終処分量を算出する。

第2ステップ:既存処分場の受入可能性の確認

○市町村内の最終処分場での受入の可能性を検討する。

○廃棄物の市町村内の最終処分場の受入可能量が最終処分必要量を下回っている場合は、他地域の最終処分場での受入可能量を確認する。

最終処分(2)

○県は最終処分の処理必要量を確保するため、県内市町村の意見を踏まえつつ、市町村間の必要な調整を行う。

○環境省は、最終処分の処理必要量を確保するため、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

第3ステップ:最終処分場の確保

○市町村、県及び国は、将来にわたる安定した最終処分のあり方について早急に検討する。

最後に

○本指針は、損壊家屋等の処理の進め方の一方法を示したものであり、緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと

	日付	題名	概要
1	3月11日	災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの活用について	災害後の段階に応じて、参考となるような災害応急対策や災害復旧・復興に係る資料の収録
2	3月18日	東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて	車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業者の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋等）を着用し、高電圧線を遮断した上で作業を徹底していただくよう周知依頼
3	3月19日	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物が、災害により倒壊処理方法について取り纏めたもの
4	3月20日	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について「おり取り纏めたもの
5	3月23日	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）	前回の事務連絡の趣旨をより明確化するための修正を加えたもの
6	3月24日	東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について	倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属釘などが埋設されていないかどうか注意するよう依頼
7	3月24日	動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて	動植物性残さ等産業廃棄物の処理の滞留により生活環境保全上の支障が生じることがないように、当該産業廃棄物の保管等の取扱いについて取り纏めたもの
8	3月25日	東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について	損壊家屋等の撤去等を行うに当たり参考とする指針（建物、自動車、船舶及び動産（自動車及び船舶を除く。）
9	3月28日	東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について	災害廃棄物の中には、被災した自動車が多数発生していることから、その処理について取り纏めたもの
10	3月28日	津波により被災した地域におけるトランス等のPCB廃棄物保管状況等の確認について	対応可能な範囲において、PCB特措法に基づく届出情報等を基に、津波被災地域を中心にトランス等のPCB廃棄物に係る保管状況等をご確認いただきますよう協力依頼
11	3月28日	津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて	「災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物の取扱いについて」を改定し、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について取り纏めたもの

	日付	題名	概要
12	3月28日	東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について	被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における試料捕集又は分析の協力が可能な地方公共団体に協力依頼をしたもの
13	3月30日	被災したパソコンの処理について	被災したパソコンの処理について、処理方法を取り纏めたもの
14	3月30日	津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて	災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の収集と保管について取り纏めたもの
15	3月31日	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分の扱いについて	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分について、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車及び船舶の処理の状況等を見つつ検討し、被災地における自動車及び船舶の取扱いに支障が生じないよう、必要な時点で示していきたいとしたもの
16	4月4日	災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について	県が市町村に変わって災害廃棄物の処理を行う事務委託を行う場合の規約例を作成したもの
17	4月4日	災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止について	被災地の住民が廃棄物処理をめぐるトラブルに巻き込まれることや、廃棄物の不法投棄等を防ぐ観点から、警察等関係機関と連携しつつ、住民に対する啓発や違法業者に対して厳正に対処する等により、災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止に努めるために取り纏めたもの
18	4月5日	東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無料配布について	被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、対応をお願いしたもの
19	4月7日	緊急的な海洋投入処分に関する告示(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準)	宮城県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約35,000トンについて陸上処分が非常に困難であり、海洋投入処分を行いたい旨の要望を受けて、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を公布したもの
20	4月8日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A	災害廃棄物(がれき、自動車、船舶等)処理事業の対象について、Q/A形式で回答をまとめたもの
21	4月8日	アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の実施について	被災地におけるアスベスト大気濃度調査のための予備調査を実施することを知らせたもの

	日付	題名	概要
22	4月8日	被災地におけるアスベスト大気濃度調査の情報共有の依頼及び実施協力の申出があった地方公共団体、測定事業者等の情報提供について	被災した地方自治体において、自ら又は外部の協力を得てアスベスト大気濃度調査を計画・予定又は実施する場合には、情報提供していただくようお願いしたもの
23	4月12日	災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援について	仮置き場の設置、保管の方法等、災害廃棄物の処理に関する個別事業の実施の際に発生する問題について、(財)産業廃棄物処理事業振興財団及び(財)日本環境衛生センターに具体的な処理業務に関する助言チームを作り、県、市町村に対し実務的、技術的な支援を行える体制を整えた旨通知したもの
24	4月13日	「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A(その2)」	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助の対象についてQ&A形式で回答をまとめたもの
25	4月18日	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について	特定非常災害発生日以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法が適用された市町村の区域内において当該許可に係る業を行う者に係るものについて、当該許可の有効期間の満了日を平成23年8月31日まで延長することとした。
26	4月21日	東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について	地方公共団体において、被災した船舶の処理を進める際に必要となる、被災船舶に係る効用の有無の判断、所有者情報の問い合わせ、運搬方法、処理等に関する知見をまとめたもの。
27	4月22日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象の拡充(諸経費、事務費)について	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象について、ごみ処理事業に係る諸経費やごみ処理事業に直接必要な事務に要する経費の扱いをまとめたもの。
28	4月22日	東日本大震災に係る被災自動車の取扱いに関するQ&A	被災自動車について、一時保管場所へ移動した後、所有者の意思確認を行うために必要な保管の期間について周知したもの。
29	4月25日	災害廃棄物の処理に係る留意事項について	がれき類と木くず類に選別する効果的な方法としての浮沈分離法の活用、作業員、ボランティアの安全の確保のための対応、廃棄物から塩分を除去する方法について情報提供を行ったもの。
30	4月27日	東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて	番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はないとしたもの。
31	4月30日	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の促進について(依頼)	当面8月を目途に、生活環境に支障が生じる災害廃棄物を撤去し、生活環境に支障のない場所に移動すべく通知したもの。

	日付	題名	概要
32	5月2日	災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の一部が改正され、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされた旨通知したものの。
33	5月2日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について	東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領を定めた旨通知したものの。
34	5月2日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」によるほか、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたものの。
35	5月6日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について	事業の実施主体である市町村等において、災害等廃棄物処理事業の適切な執行がなされるよう通知したものの。
36	5月9日	東日本大震災により特に必要となっ一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令	東日本大震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物をより迅速かつ円滑に処理すべく、手続きを簡素化し、届出で足りることとしたものの。
37	5月10日	被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について	業務用冷凍空調機器を処理する際には、環境保全の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についてもあわせて行うことが適切であることから、県下のフロン回収等推進協議会等の関係者と十分に連携を図りつつ、フロンの処理をできる限り推進するよう通知したものの。
38	5月10日	仮置場における火災発生の防止について	仙台市における仮置場で火災が起こったことを受け、仮置場での火災発生の防止について通知したものの。

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

2. 損壊家屋等の撤去について

(1) 建物について

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。
- 建物内の動産の扱いについては、後記（４）による。

(2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記（４）による。

(3) 船舶

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。
- 上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。
- 船舶内の動産の扱いは後記(4)による。

(4) 動産(自動車及び船舶を除く。)

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 23 日

関係都道府県家電リサイクル行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等に関連し、平成 23 年 3 月 20 日付で「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について」の事務連絡を送付したところです。このたび、家電メーカーの支援受付窓口を追加するとともに、前回事務連絡の趣旨をより明確化するための修正を加えた追加版を作成しました。

したがって、被災した家電リサイクル法対象品目の処理については別紙が現時点での最新版になります。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：杉村、吉田

TEL：03-5501-3153（直通）

E-mail：akihiro_yoshida@env.go.jp

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

担当：柳生、武本

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：takemoto-naoto@meti.go.jp

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）を分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：（財）家電製品協会 環境部 田中裕二氏 03-3578-1165

第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

○家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。

○一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。

○ただし、過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。

○市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

以上

